

令和6年第6回会津若松市 農業委員会総会議事録

1 日時 令和6年6月20日（木）午後1時30分

2 場所 会津若松市河東支所2階大会議室

3 委員 農業委員 19名

農地利用最適化推進委員 18名

4 出席した農業委員 18名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
4番委員	春日部 一視	5番委員	荒井 重隆	6番委員	大島 光信
7番委員	庄司 遼	8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
		11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
13番委員	佐野 和枝	14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典
16番委員	渡邊 直也	17番委員	手代木 久司	18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志	6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清	9番委員	平塚 与八
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継	12番委員	本田 武史
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

5 欠席した農業委員 1名

10番委員	室野井 建一				

欠席した農地利用最適化推進委員 なし

6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	酒井 康之	主任主査	五十嵐 功一
主任主査	慶徳 幸一郎				

議長（会長）	只今より、令和6年第6回会津若松市農業委員会総会を開会いたします。 本日、出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。 また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。 次に、本日の会議日程について申し上げます。 日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。 次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員5番 荒井 重隆 委員、農業委員6番 大島 光信 委員、以上2名の方をご指名申し上げます。 それでは議事に入ります。 はじめに、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局 （事務局長）	議案第23号の審議に先立ち、審議の保留についてご説明申し上げます。 本日、上程いたしました 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について の4番の案件につきましては、所有権の移転でございますが、対象農地の一部については、利用権が設定されたままであり、その合意解約の手続きが終了していないことが確認されました。 なお、現時点では、農地の貸し手及び借り手双方より合意解約の同意についての意思表示はなされており、合意解約書の提出を待っている状態でございます。 つきましては、4番の案件について、本日の審議を保留とさせていただきます、次回、第7回総会において改めてご審議いただきたいと存じます。 委員各位には大変ご迷惑をおかけすることとなり、申し訳ございませんが、よろしくお取り計らい下さるよう、お願いいたします。
農業委員会事務局 （事務局次長）	総会資料の2ページをお開きください。 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。 なお、会議冒頭に事務局長よりご報告しましたとおり、4番の案件につきましては、審議保留とさせていただきます。 説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、門田班担当委員より1番について報告願います。
（農業委員7番） 庄司 遼 委員	議案第23号の1番について、農業委員7番 庄司 遼より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、認定農業者に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、6月18日午後4時より、担当委員4名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、大戸班担当委員より2番について報告願います。
（農業委員2番） 大竹 吉弘 委員	議案第23号の2番について、農業委員2番 大竹 吉弘より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、6月15日午前9時より、担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、川南班担当委員より3番について報告願います。

(推進委員 4 番) 長谷川 幸栄 委員	議案第 23 号の 3 番について、推進委員 4 番 長谷川 幸栄より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、6 月 15 日午後 2 時より、担当委員 3 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、館ノ内班担当委員より 5 番から 6 番について報告願います。
(農業委員 15 番) 星 俊典 委員	議案第 23 号の 5 番から 6 番について、農業委員 15 番 星 俊典より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 これらの案件につきましては、農家に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、6 月 15 日午後 3 時より、担当委員 2 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 提案理由説明の際に事務局長より報告があったとおり、4 番の案件については、審議を保留することとし、4 番を除く 5 件についてお諮りいたします。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。
農業委員会事務局	次に、議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。
	総会資料の 4 ページをお開きください。 議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。 説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、担当委員等の調査報告を求めます。 まず、南四合・町北班担当委員より 1 番について報告願います。
(推進委員 14 番) 佐藤 恒男 委員	推進委員 14 番 佐藤 恒男より、議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について の 1 番について、報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、農業用倉庫を整備するものであります。 農地区分については第 1 種農地であります、「農業施設事業」に該当することから、転用許可可能なものであります。 なお、これは合同調査でありまして、6 月 18 日午前 9 時 30 分から、農地部より折笠部長、渡部副部長、大島委員の 3 名の他、地区委員 2 名、事務局 1 名の計 6 名で実施したものであります。 本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。
議長（会長）	次に、高野班担当委員より 2 番について報告願います。
(農業委員 4 番) 春日部 一視 委員	農業委員 4 番 春日部 一視より、議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について の 2 番について、報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、通路等を整備するものであります。

	農地区分については第1種農地ですが、「既存施設拡張事業」に該当するものであり、他の候補地では事業達成が困難なことから、転用許可可能なものとあります。 なお、これは合同調査でありまして、6月18日午前9時10分から、農地部より折笠部長、渡部副部長、大島委員の3名の他、地区委員3名、事務局1名の計7名で実施したものであります。 本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など、転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。
議長（会長）	また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長より調査報告をお願いします。
（農地部長） 折笠 康裕 委員	農地部で調査を行った結果、何ら異議がないことをご報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員及び農地部長からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。 次に、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の7ページをお開きください。 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。 説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、担当委員等の調査報告を求めます。 まず、門田班担当委員より1番について報告願います。
（農業委員7番） 庄司 遼 委員	農業委員7番 庄司 遼より、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について の1番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、「農業用倉庫等」として、所有権の移転をするものです。 農地区分については、第3種農地の「市街地内農地」に該当するため、転用許可可能なものとあります。 なお、これは合同調査でありまして、6月18日午前10時20分から、農地部より折笠部長、渡部副部長、大島委員の3名の他、地区委員4名、事務局1名の計8名で実施したものであります。 本件については、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みであり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。 報告は以上です。
議長（会長）	また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長より調査報告をお願いします。
（農地部長） 折笠 康裕 委員	農地部で調査を行った結果、何ら異議がないことをご報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員及び農地部長からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。

議長（会長）	（異議なし の声あり） 満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。 次に、議案第 26 号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。 （農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき退席） 農業委員 荒井 重隆 委員 手代木 久司 委員 （関係する議案により退席） 農地利用最適化推進委員 佐藤 恒男 委員
議長（会長）	はじめに、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 9 ページをお開きください。 議案第 26 号 農用地利用集積計画の決定について であります。 この案件は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。 説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 はじめに、所有権移転について、荒井班担当委員の調査報告を求めます。
（推進委員 18 番） 奈良橋 渉 委員	推進委員 18 番 奈良橋 渉より所有権移転の 1 番について、ご報告いたします。 この案件は、認定農業者へ所有権の移転をしようとするもので、6 月 15 日午後 2 時より、担当委員 3 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	続きまして、利用権設定について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、南四合・町北班担当委員より 1 番について報告願います。
（農業委員 13 番） 佐野 和枝 委員	農業委員 13 番 佐野 和枝より利用権設定の 1 番について、ご報告いたします。 この案件につきましては認定農業者に対する利用権設定です。 6 月 14 日午前 9 時より、担当委員 3 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、湊班担当委員より 2 番から 30 番について報告願います。
（推進委員 7 番） 齋藤 俊紀 委員	推進委員 7 番 齋藤 俊紀より利用権設定の 2 番から 30 番について、ご報告いたします。 9 番から 30 番の案件については農業を営む法人に対する農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 6 月 14 日午後 5 時より、担当委員 4 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、荒井班担当委員より 31 番から 36 番について報告願います。
（推進委員 18 番） 奈良橋 渉 委員	推進委員 18 番 奈良橋 渉より利用権設定の 31 番から 36 番について、ご報告いたします。 これらの案件については認定農業者に対する利用権設定であり、6 月 15 日午後 2 時より、担当委員 3 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	最後に、八田班担当委員より 37 番から 41 番について報告願います。
（推進委員 1 番） 梶内 徳仁 委員	推進委員 1 番 梶内 徳仁より利用権設定の 37 番から 41 番について、ご報告いたします。 37 番から 39 番の案件につきましては、農家間における利用権設定、40 番から 41 番の案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 申請内容につきましては、6 月 13 日午前 9 時より、担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。
（推進委員 18 番） 奈良橋 渉 委員	議長。

議長（会長） （推進委員 18 番） 奈良橋 渉 委員	はい。奈良橋委員。 40 番から 41 番の農地中間管理事業を活用した利用権設定については、経営移譲年金受給のためだと思いますが、なぜ農地中間管理事業を利用するのでしょうか。これまで活用した例はなかったと思いますが。
（農業委員 12 番） 折笠 康裕 委員	議長。
議長（会長）	はい。折笠委員。
（農業委員 12 番） 折笠 康裕 委員	八田班の担当委員としてお答えします。 この案件は、経営移譲年金受給のためではなく、子が認定新規就農者として国の補助制度を利用するため、農地中間管理機構を介した親子間の利用施設設定が必要となったことによるものです。
議長（会長）	その他、本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 26 号 農用地利用集積計画について は、これを原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 26 号 農用地利用集積計画について は、原案のとおり決せられました。
議長（会長）	次に、議案第 27 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」及び「引き続き特定貸付を行っている旨の証明書」の交付について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	議案書の 13 ページをお開きください。 議案第 27 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」及び「引き続き特定貸付を行っている旨の証明書」の交付について の交付について であります。 この案件は、相続税の納税猶予の特例を適用している受贈者が、引き続き、特例の適用を継続するためには、過去 3 年間に於いて農地を農地として適切に管理又は特定貸付していることが要件とされており、その証明書の交付の可否についてご審議いただくものです。 説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、南四合・町北班担当委員の調査報告を求めます。
（農業委員 13 番） 佐野 和枝 委員	議案第 27 号の 1 番について、農業委員 13 番 佐野 和枝より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、相続税の納税猶予の特例の適用を受けている申請人が、引き続き納税猶予の適用を受けるため、納税猶予の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明となります。 調査月日は、6 月 14 日午前 11 時より、担当委員 3 名が申請書記載内容について確認や現地調査等を実施した結果、対象農地の譲渡や違反転用、遊休化等もなく、適切に管理されていることを確認し、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	南四合・町北班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 27 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」及び「引き続き特定貸付を行っている旨の証明書」を交付することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 27 号については、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」及び「引き続き特定貸付を行っている旨の証明書」を交付することと決せられました。

議長（会長）	次に報告に移ります。 報告第13号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について は、事務局より報告願います。
農業委員会事務局	報告第13号 農地法第3条の3の規定による届出の1番から9番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これらの案件につきましては、相続により権利を取得したものであります。届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 次に、報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の1番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 報告は以上です。
議長（会長）	報告でございます。 以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。 （午後2時6分 閉会を宣言する。）

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和6年6月20日

会津若松市農業委員会 会長 渡 部 政 美

農業委員5番 荒 井 重 隆

農業委員6番 大 島 光 信